

about



AMJ

2014/05/01 改訂版

Aqua Music since 1995

2012年

Aqua Music Japan として新たな音楽レーベル誕生！
1995年の設立から17年。

元祖である「Aqua Music」は当方が17年前から個人事業者の商号として使用してきました。

その実績を踏まえて新規事業としての体裁を整えたのが **Aqua Music Japan** です。

◎事業内容◎

- ①音楽から効果音まで幅広いジャンルの音楽・音声制作を請け負います。
- ②ISRCとJANコード発行事業者に登録されたことから、音楽配信事業にも進出。
- ③提携企業との連携により、物理的CDのパッケージ制作（デュプリ、プレス）もお手伝いします。

◎音楽配信事業について◎

そもそも **Aqua Music Japan** は、あくまで私個人の楽曲を発信するためだけに「レーベル」宣言しただけのものでした。

しかし ISRCとJANコード(後述)発行事業者に登録されたことから、余剰能力を他のアーティストさまのために活用できないか？という思いから、配信援助事業を行う運びとなりました。

配信を望んでいるが、方法がよく分からない人たちのために人肌脱ごうといういわばボランティア的な活動を主としています。

ですので基本的に過度な**利益追求**は想定していません！

正直なところ、10曲分のアルバムの配信をお手伝いとなった場合・・・
10曲分のマスタリング&エンコード、そしてディストリビューターの選択にファイルのアップ・・・1日作業で大赤なのです。

◎音楽配信販売についての現状◎

少なからずのアーティストさんが販売申請の方法がよく分からない・・・という現状だと思います。

そんな方たちのために Aqua Music Japan はあるべきと考えます。

実際個人で配信申請代行業者に販売依頼するに当たっていくつもの壁が存在します。

当方ではそんな壁をクリアし、早く売ってみたいという方たちの強力な援護射撃を致します！

◎配信申請の際の「壁」について◎

配信申請の際の「壁」については大きく2つあります。

- ① ISRC コードの取得
- ② JAN コードの取得

これらは iTunes や AmazonMP3 などに配信させるには必ず必要なコードです。

配信申請代行業者によっては有料で発行して貰える海外業者も多数あります。しかしながら、ISRC 発行を海外のよく分からない代行業者任せると「原盤権」を100%取られることもあります。

JAN コードも然りで、販売国が外国に設定されてしまいます。

当方では Aqua Music Japan レーベルとして ISRC & JAN コードを手数料に含んだ形で発行サービスさせていただきます。

これにより日本発の楽曲として発信できるようになります。

また原盤権も共同原盤とし、当方とアーティストさんが共同で「売る権利」を持つよう設定します。

また更なる問題としてディストリビューター（配信申請代行業者）の選択が悩みのタネとなります。いったいどこに頼めば良いのか！？

手数料が安いところもあれば、高いところもあります。

しかし、安いところには安いなりの理由があるはずです。

その理由が何なのかは、初めて配信販売する方にはよく分からないと思います。

当方では個々のアーティストさんの実情に合わせた最適な業者を選択致します。

◎ISRC とは・・・◎

ISRC は(International Standard Recording Code)の略で日本語では「国際標準録音コード」です。

楽曲を売り出したい場合、売り出す楽曲(録音原盤)には唯一無二の固有の ISRC を発行・付番し、[日本レコード協会](#)に報告する必要があります。

これは登録された楽曲が、製作者(録音に関わった者)・アーティスト・作曲者などを特定し、著作権隣接権など2次使用料の分配などに役立てようと20世紀後半から国際的に進められてきたシステムです。日本では日本レコード協会が統合的な管理を行っています。

通常、この ISRC は「原盤権」を持つ者(録音に少なからず関わった者であれば100%でなくてもよい)が発行して付番し報告をします。「原盤権」はあくまで「売る権利」のことであり、いわゆる「著作権」とは全く関係ありません。

個人でこの ISRC を取得するには、まず日本レコード協会に楽曲登録の申請をし、審査が通れば日本レコード協会の事務局が1曲枚に発行してくれます。この場合は原盤権は個人のアーティスト100%になり、自動的にISRCが登録されます。ただし、1曲ごとに申請をせねばならず、手数料も1曲315円かかります。例えば10曲入りのアルバムを配信する場合、3,150円も余計な経費が掛かってしまいます。

[Aqua Music Japan](#) では、代表者がこの ISRC を独自に発行・付番する権利を有しており、当レーベルを使って頂けるアーティストには自動的に発行・付番・報告を、こちらの[マスタリング](#)や[エンコード](#)作業の一貫として行わせて頂きます。ですので原盤権は共同原盤となり、当方に [51%\(後述\)](#)の原盤権を所有させて頂くことになります。

(海外もしくは国内の配信代行業者にこの付番を依頼すると原盤権を100%失うこともあります。特にISRC入力欄が無い、もしくはオプション扱いになって入力しない場合などは自動的に原盤権を失う可能性があります)

もちろん物理的CDの手売り販売等も自由です。共同原盤において、アーティスト側に「売る権利」の制約は何らありません。配信販売以外では売れた分だけそのまま実収入となります。

ではこの ISRC の具体的な内容をちょっとみてみましょう。
ISRC のデータのことをメタ・データと呼びます。

「JPA121300001 実演家:ボクちゃんズ 作詞:猿股与三郎 作曲:蛙五郎」

などのようにメタ・データを日本レコード協会に報告をします。

最初の「JP」は日本での録音を意味します。続く「A12」の部分は当方のような
レーベル主宰者コードが。「13」は発売年。以下曲番号です。

当レーベルのコードは「R67」です。[日本レコード協会](#)の HP に行って、登録者一
覧のページをご覧になると当方の代表者名が確認できます。

この12桁の ISRC を CD ではマスター作成時に書き込み、オーディオファイルで
あれば ID タグ欄に入力して保存します。

ISRC について重要なことを一つ。

この ISRC は楽曲ごとの ID ではありません。一つの録音物に対しての ID です。
例えば同じ曲で Re-MIX ダンスバージョンなどを制作した場合、別の ISRC が必
要となります。同様に歌を録り直して再録したなどの場合も別の ISRC が必要とな
ります。あと、一度付番した原盤については ISRC を抹消することはできません。

- ・
- ・
- ・
- ・

次ページでは2つ目の壁「JAN コード」について解説します。

◎ 「JAN コードとは」 ◎

昨日、あなたが買ってきたお気に入りのアーティストの CD の裏面に、、、または今あなたが飲んでいるペットボトルのお茶の側面にバーコードは付いていませんか？

そうです、それが JAN コードのバーコードです。
(国際的には EAN コード、米国・カナダでは UPC コードと呼ばれます)

小売店(ネット販売含む)などで販売する全ての商品にはこの 13 桁の JAN コードから生成されるバーコードを表示しなければなりません。

たとえ自前のパソコンで手作りした CD-R でも、正式にサイト販売するにはバーコードの表示が必要です。

またオーディオファイルなどのダウンロード商品も 13 桁の JAN コードが必要となります。

iTunes や AmazonMP3 などの配信サイトに申請を出す場合は必ず要求されます。

要するに配信業者が楽曲を管理・運営する際に使われるものなのですね。



こんな感じです。

この番号にはちゃんと意味があって、日本では 45 か 49 から始まる 9 桁までの数字が製造国と販売者を表しています。

ではどうすればこの JAN コードを取得することができるのでしょうか???
実は海外の配信代行業者の多くは、有料サービスとして JAN コードを付けてくれます。ただし業者によりますが、1 コードにつき\$20 以上も取られてしまい、シングル曲の申請手数料よりも多くかかってしまったりします。

では日本国内で個人で 1 枚の CD またはシングルオーディオ用に JAN コードを申請できるか??? というとはできません。

JAN コードは音楽業界に絞って言えば、レーベルやレコード会社が自社の1アイテムとして発行するしくみになっているのです。

でも JAN コードを取得する方法は実はもう一つあります。

それはあなた自身が事業者として登録（法人でなくてもよい）して、自身で JAN コードを自由に発行できるようにすればよいのです。

日本では「[流通システム開発センター](#)」というところが管理・運営をしています。ただしお金と時間は少々掛かります。私が記憶している限りでは事業者コードが発行されるまで約1ヶ月弱、1万4千円くらい掛かったような気がします。

でもいくらなんでもシングル1枚出すのに1万4千円出すのはあまり現実的ではありませんね。

そこで活用して頂きたいのが当レーベルです！

ISRC 同様に配信援助手数料に含まれるかたちで速やかに JAN コードを発行致します。そうすれば日本発のアーティストとして堂々と作品を世界に発信できます。

物理的 CD 販売の場合ではコード番号とバーコードを印刷してお渡しします。あなたはそれを CD 裏面の片隅にでも配置して裏ジャケットを作成すれば OK。

JAN は特に権利問題などは絡まないのので、海外の業者から発行してもらうのもいいでしょう。でもせっかく世界に向けて配信するのですから日本国産のコードをぜひ使って下さい。その方が大きい意味で「国益」を確保することになります。

合い言葉は「日本を取り戻す！」です！

・
・
・
・
・
・

(^-^)/

◎マスタリング&エンコード◎

①マスタリングとは？

マスタリングは最終的に CD もしくは配信サイトに収録される前に必ず行う作業です。1 曲中において、レベルや音質が適正であるかチェックし、コンプレッサーや EQ といったエフェクターを通して補正を行います。アルバムの場合は、全ての曲の音量がほぼ等しく聴こえるように調整したりします。特に配信販売用マスタリングは音量・音圧が重要で、売り上げにも影響します。この作業はそれなりの設備環境がないと行えません。当方ではプロの音楽スタジオで標準のスピーカーを使用してモニターしながら作業を行います。

このマスタリングという作業はたいていの配信代行業者でも有料サービスとして申し込めますが、なんと1 曲につき7 千円くらいの費用がかかります！10 曲のアルバムとなると**7 万円**！！近くの経費が飛んでいきます。当方ではこの高額な作業を殆ど無料に近いコストでご提供できるよう努力して参ります！ぜひご活用下さい。

②エンコードとは？

エンコードはアーティストさんから頂いた音源（CD、ファイル等）をリッピング、マスタリングした後、各配信代行サイトが定めているオーディオフォーマットに変換する作業です。この作業は直接曲の音質にも影響することがあります。たいていの場合は「WAV」というオーディオフォーマットに変換します。最初から「WAV」ファイルで頂いてる場合は基本的には変換作業はしませんが、サンプルフォーマットとサンプルレートが異なる場合は変換が必要です。また、先述の ISRC やアーティスト名などのメタ情報を専用ソフトによって埋め込むことが必要ですので、いずれにせよ最終データの作成には必ずエンコードが必要となります。当方で受付可能なフォーマットは「WAV」、「AIFF」、「MP3(256kbps 以上)、AAC、CD の5 つです。尚、Windows Media 系のファイルは仮申請や試聴サンプルでも一切お受けすることはできません。

この2 つの作業は配信援助手数料に含むかたちで提供させていただきます。

・
・
・
・
・
・
・

◎各種配信援助手数料など◎

当レーベルでは直接有名配信サイトに販売申請を出す訳ではありません。
あくまで配信業者がパートナーと認めた代行業者を通して申請を出します。

ですので皆さんがどういうカタチでどの配信業者に販売して欲しいかなどによって
掛かる費用はマチマチです。また元音源の状態によって当方の作業量も変化しま
す。

よってご負担頂く費用詳細はいろいろご相談して・・・ということになります。
(音源を聴かせて頂いた上で、なるべくご負担の少ないご提案を致します)
以下金額はあくまで目安になります。

○アルバム（2曲～10曲程度・ダウンロード販売）○

¥8,000～¥25,000 くらい

ISRC・JAN 発行、マスタリング、エンコード、最終申請作業込み。

○シングル（ダウンロード販売）○

¥3,000～¥5,000 くらい

ISRC・JAN 発行、マスタリング、エンコード、最終申請作業込み。

配信プランについては「[配信プラン概略\(PDF\)](#)」をご覧ください。

○その他費用など○

基本的に1ヶ月ごとの売り上げ金額が¥1,000 以上の場合は91%を還元致しま
す。

初期費用は殆ど実費のためどうかご了承下さい（必ずアーティストごとの売り上げ明
細を提示致します）

またご了承事項と致しまして、配信販売が開始された際、ページの販売者欄に

© 2013 Aqua Music Japan と表示されます。

これは原盤権保護のマークです。

ISRC 付番の関係上からお許し下さるようお願い致します。

アーティスト名は別に大きく表示されます。

◎最後に・・・◎

最後に曲の「原盤権」と「著作権」についてもう少しお話しておきます。

ISRC の項で「原盤権」のことはご理解頂けたでしょうか？

「ISRC については原盤権を所有するものがこれを付番する」と日本レコード協会の ISRC 利用マニュアルにも記載されています。また・・・

「共同原盤の場合は両者協議の上、付番者を決定する」とも記載されています。

本来、共同原盤なので所有比率は 50:50 でもよいのですが、当方が 51% 所有するのには少しわけがあります。

たとえばあなたが当レーベルをご利用され、非常に順調に売り上げが上がっていたとします。その売り上げがメジャーレーベルの目にとまり、メジャーデビューが決まったとしましょう。となると、当然メジャーレーベルは当レーベルから販売しているインディー原盤の販売を中止するよう要請してきます。しかしながら売り上げは好調なので販売を中止することはアーティスト側にとっては不利益な結果となります。しかしメジャーに移籍したアーティストはメジャーレーベルの命令には従わなければなりませんからシブシブと中止を・・・となります。そこで当方の 1% の持ち分比率が存分に活かされる結果となります。所有権が 1% 多い訳ですから最後の最後の販売続行権は当方の裁量で行使できることだということです。この決定にはメジャーレーベルがどう対抗しようとも覆すことはできません。たとえ提訴されたとしてもメジャーレーベルに勝ち目はないわけです。ただし、アーティスト側の真意でインディー販売を中止したい場合は（例えばインディー盤では歌がヘタクソなのでメジャー盤のみを聴いて欲しい・・・みたいな）当方は販売中止を慎重に検討して善処いたします。

次に・・・

「著作権」についてですが、これは楽曲の発表時点で作曲・作詞者に当然のように権利が発生します。特に何もしなくてもあなたの楽曲は著作権法で守られます。ハナシは少しソレますが、時々「著作権料はいつくれるの？」と質問される方がおられます。そもそも著作権料というのは第三者による商用利用の申請があった時のみ著作権管理団体に支払われるしくみです。インディーの方々の殆どは著作権管理団体に管理委託契約などを結んでいないでしょうから著作権料の発生とは無縁なのです。ですので、インディー盤販売中の曲が月 9 のドラマのテーマに起用されたとか、ものすごいサプライズな事実があれば、それをきっかけに管理団体に管理委託申請をしてもよいでしょう。

しかし高い管理委託料を払っても、たかだか1曲を2~3回使われたくらいではたいしてお金は入ってきません。例えばニュース番組の冒頭で20~30秒くらい使用された・・・程度では放送局はいちいち使用申請など出しません。著作権料というのはこの日本ではそういう程度の事だと認識して下さい。

例外としてNHKなどの公共放送局がスポーツニュース番組のテーマ曲として使いたい等の正式な申請があればこれはかなりオイシイはなしになります。ほぼ毎日、最低でも1年くらいは使用されますので著作権料はかなり膨大なものとなります。

・

・

・

以上「[Aqua Music Japan](#)」の概要とシステムなどをご理解頂けたでしょうか？
決して利益獲得だけを目的としてたちあげたレーベルではありません。
当レーベルを使用されることでアーティストの皆さんと想いを共にし、素晴らしい交友関係が築ければこれほどうれしいことは他にありません。

どうぞご検討下さりますようお願い申し上げます

皆様のご発展を心から願って止まないという言葉を最後に筆を置きたいと思います。

[Aqua Music Japan](#) 代表 森本康史

ご質問・ご相談はお気軽に！
amjp211@gmail.com